

総合リスク判定・税目別モデル等を概観

法人税調査選定の「予測モデル」とは

法人税調査（一般同時調査）の事案選定等で活用される各予測モデル（総合リスク判定モデル、税目別モデル、不正形態別モデル）について概観する。国税当局は、調査事案の粗選定時に活用する「総合リスク判定モデル」について、A、B法人およびC判定の高階級法人を確実に粗選定の対象とし、低リスク（F判定）法人は、資料情報があり多額の不正計算が見込まれる事案に限り選定対象とするとしている。また、「税目別モデル（法人税リスク・消費税リスク等）」は、リスクが上昇すれば追徴税額（中央値）も増加する傾向があり、特に高リスク帯で活用効果が高いと評価。売上除外リスク等を判定する「不正形態別モデル」については、リスク上昇で不正割合も増加することから要調査項目の検討の際に活用するとしている。



予測モデルにより高リスク・不正パターンを判定

国税庁が「令和6事務年度 法人税等の調査事績の概要」（昨年12月公表）で、AI・データ分析を活用した調査事例を明らかにしたのは記憶に新しい。同庁は、AIを活用した予測モデルにより調査必要度の高い法人を抽出し、予測モデルが判定した不正パターンや資料情報等を分析・検討したとしている。

また、令和7事務年度の課税部（部門）の事務運営に係る留意事項では、法人税調査（一般同時調査）の調査選定について、調査の

重点化の方針を踏まえ、予測モデルにより高リスクと判定された法人を優先的に検討するほか、特に消費税不正還付想定法人、重点管理対象法人等の大口・悪質な不正計算が想定される法人、稼働無申告法人等、リスクスコアにかかわらず調査必要度が高い法人に対して的確に調査を実施することを指示。一方、予測モデルにより低リスクと判定された法人については、明確な理由がない限り実地調査の対象としないことを徹底するとしている。



C中低階級は前2年間いずれもA・Bを優先

法人税調査（一般同時調査）では、粗選定→選定→調査指令・準備調査までの間に、「総合リスク判定モデル」「税目別モデル」「不正形態別モデル」の3つの予測モデルが

活用されるもようだ（図1参照）。

「総合リスク判定モデル」では、「A～F（庁コード）」による判定が行われ、Aが最も高リスクな法人となる（図2参照）。